

川崎市公告第1243号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、事業計画を縦覧に供します。

なお、同法第11条第2項に規定する再生前マンションとなるべきマンション若しくはその敷地（隣接施行敷地を含む。）又は再建敷地となるべき土地（隣接施行敷地を含む。）について権利を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和8年 9月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 再生前マンションの名称
下平間第三住宅団地
- 2 事業の名称
下平間第三住宅団地マンション建替事業
- 3 施行者の名称
下平間第三住宅団地マンション再生組合
- 4 事業の所在地
川崎市幸区下平間387番地1
- 5 縦覧場所
川崎市まちづくり局市街地整備部地域整備推進課
幸区役所市政資料コーナー
- 6 縦覧期間
令和8年 9月11日（金）から 令和8年 9月25日（金）
閉庁日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで閲覧可能。